

こんにちは 家畜保健衛生所です

令和5年12月12日

農場の分割管理について

～殺処分頭羽数を減らすために～

高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生した際、まん延防止のため発生農場の飼養家畜は全て殺処分する必要があります。

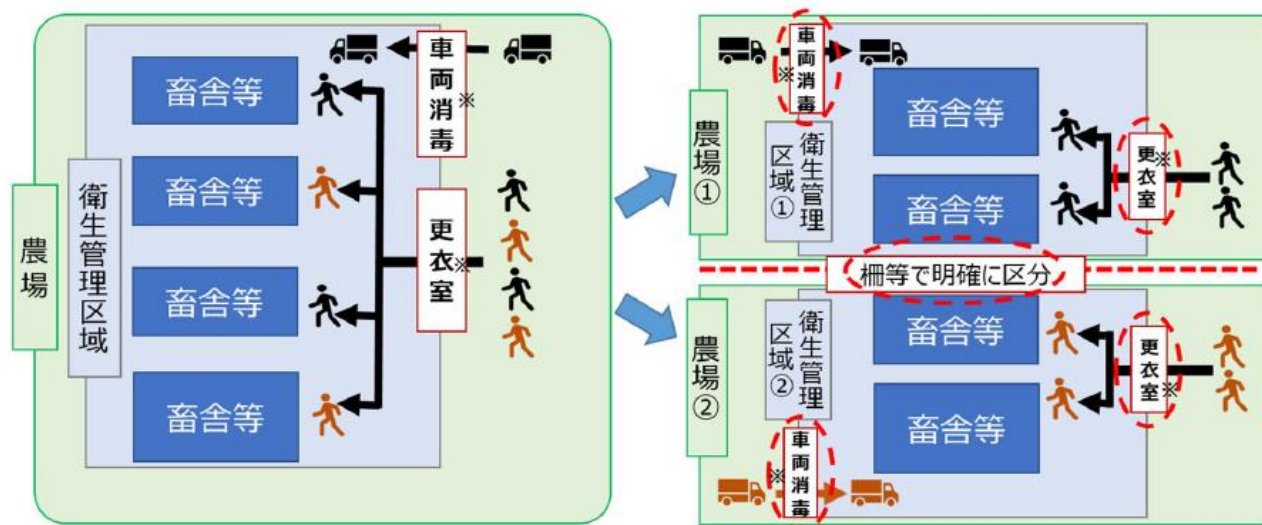
しかし、国において飼養衛生管理指導等指針が見直され、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、あらかじめ衛生管理区域を複数に分割し、且つ、人・車両・物等による動線も完全に分けることで、分割した区域をそれぞれ別の独立した農場として扱うことが可能となりました。これにより、分割した農場毎に飼養衛生管理を適正に実施している場合、殺処分の範囲を限定できる場合があります。

農場分割を検討されたい場合は、家保にご相談ください。

衛生管理区域の設定

農林水産省「農場の分割管理に当たっての対応マニュアル」より引用
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/bunkatukanri.html

1. 生産規模や飼養管理者の人数、飼養管理の動線などを考慮して衛生管理区域を設定。
2. 分割後の農場が隣接する部分は、人・車両等が行き来しないよう、柵等で境界を明確に区分。
3. 衛生管理区域への人・車両の出入口は農場ごとに設置し、手指の消毒・衣服の交換や車両消毒といった衛生管理区域への出入りに必要な措置を実施。



※ それぞれの出入口で消毒等を実施

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700
家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440